

# 成果連動型民間委託契約方式（PFS）を活用した 介護予防事業の提案募集について

募集概要	1
契約手続きから事業終了までの流れ	3
介護予防教室について	4
継続支援について	5
「趣味活動グループ」について	6
成果連動報酬指標について	8
成果指標 一覧表（概要）	11



3/26(木)  
申込締切

# 成果連動型民間委託契約方式（PFS）を活用した介護予防事業の提案を募集します

## ステップ①

提案者の強みを生かした  
介護予防教室の実施



## ステップ②

継続支援

〔趣味活動グループの立ち上げ  
社会参加支援〕



## 成果に応じた報酬を支払

支払上限額は110万円（消費税および地方消費税を含む）

<成果報酬の一例>

介護予防教室の実施等	31万円
趣味活動グループの立ち上げ	30万円/件
社会参加が促進された参加者	3万円/人

### 《成果連動型民間委託契約方式（Pay For Success）》

- ・地方公共団体等が民間事業者等に委託等して実施する事業のうち、その事業により解決を目指す社会課題に対応したアウトカムから成果指標を設定し、地方公共団体等が支払う額等が、当該成果指標値の改善状況に連動する事業方式
- ・地方公共団体等から民間事業者に対する支払額等が、事業の成果指標値の改善状況に連動するというリスクを民間事業者が負うとともに、事業活動の実施方法に係る一定の裁量を民間事業者に付与し、また、その成果連動リスクに見合ったリターンを支払う契約
- ・PFSの活用により期待される効果として、具体的なアウトカムの達成による社会課題の解決のみならず、全てのステークホルダーの協力が促されること、事業にまつわる意思決定に関する説明責任がより果たされるようになること、イノベーションが促されて事業効果が高まることなどがある

成果連動型民間委託契約方式共通のガイドライン（内閣府）より

### 《募集日程》

### 3者程度を選定予定

- 3月 2日（月） 公募開始
- 3月17日（火） 事業説明会@名張産業振興センター（アスピーア）
- 3月26日（木） 15時 入札参加申込書 提出期限
- 4月10日（金） 15時 提案書及び見積書 提出期限
- 4月21日（火） 一次（書面）審査結果通知
- 4月27日（月） 二次（プレゼン）審査
- 4月28日（火）
- 5月13日（水） 二次審査結果通知
- 5月下旬 契約締結 ⇒ 事業実施

# 提案事業・成果報酬支払の例

## ステップ①

### 介護予防教室の実施



## ステップ②

### 3ヶ月以上の継続支援

#### 新たな趣味活動グループの立ち上げ

- ・教室への参加メンバー間で楽しく交流していたので、そのまま、月1回の教室を継続。

趣味活動グループの立ち上げ	30万円/件
社会参加が促進された参加者	3万円/人
男性の参加者	1万円/人

#### 既存の活動グループの拡充・拡大

- ・教室への参加を通じて知った既存の活動グループへ参加することになり、実施頻度を増やして活動を継続。

既存の活動グループの拡充・拡大	20万円/件
社会参加が促進された参加者	3万円/人
男性の参加者	1万円/人

#### 社会参加の機会の増加

- ・教室を通じて身体機能や社会参加意欲の向上が図られたので、以前から興味があったボランティア、サロン、サークル活動へ参加

社会参加が促進された参加者	3万円/人
男性の参加者	1万円/人

成果測定

成果連動  
報酬支払

# 契約手続きから事業終了までの流れ

## PFS型



- ・契約締結後、事業計画書（成果測定方法等の内容を含む）を作成の上、市へ協議し、承認後に事業実施。
- ・介護予防教室や3ヵ月以上の継続支援等の事業実施状況は、毎月、市へ報告。
- ・成果測定時等には、公正に成果を測定できるように、市が立会いの下、実施。

## 一般型



- ・契約締結後、事業計画書を作成の上、市へ協議し、承認後に事業実施。
- ・事業実施の際には、アセスメントを実施し、介護予防の継続性を確保できるように各事業者で創意工夫。

※対象者へ効果的な広報を展開するため、令和8年9月から事業を一斉に開始することを基本とし、契約締結後から9月までの間、各種広報手段を活用しながら、着実に対象者への周知を行うこと。

# 介護予防教室について

## 介護予防教室の実施（31万円／定額）

15人以上の参加者が集う1回当たり60分以上の教室とし、令和8年11月までに6回以上実施。

- ・実施場所は、受託者が提案内容に適した場所を確保するものとし、事業の対象者が高齢者であることを踏まえ、参加手段やバリアフリー設備等について配慮。
- ・介護予防教室の参加料金は、趣味活動グループでの活動の継続を見据え、提案内容に応じて設定できるものとする。

**15人以上** 全実施日の参加者数を平均して15人以上とし、各回の最低参加者数は12人以上とする。  
・活動日の体調や生活機能が低下傾向にある高齢者の特性を踏まえ、多くの参加希望者が集う教室が望ましい。

## 自家用車以外の交通手段の利用促進（6.2万円／定額）

参加者募集の際には、公共交通機関の利用について案内を行い、いずれかの実施日において、参加者の6割以上が**自家用車以外の交通手段**を利用して参加した場合

### 自家用車以外の交通手段

以下の事例を含む、高齢者の安全性に配慮した交通手段。ただし、親族による送迎は対象外。

- ・公共交通機関（鉄道、バス、コミュニティバス等）
- ・タクシー
- ・地域の支え合い活動
- ・提案者等による送迎
- ・自転車
- ・徒歩

# 継続支援について

## 継続支援の実施

成果の創出に向けて、以下の事項を踏まえ、令和8年11月までに開始し、3ヵ月以上実施。

- ・趣味活動グループの立ち上げや既存の活動グループの拡充・拡大、またそれらへの参加支援等に当たっては、参加者等の主体性を尊重すること。
- ・参加者のニーズ等に応じて、趣味活動グループの企画・運営や参加の呼びかけを行うなど、その立ち上げや参加支援等に資する取組を行うこと。
- ・継続支援の一環として、受託者がイベント・教室等を企画・実施することは可能であるが、参加者同士がコミュニケーションを図りながら、主体的に趣味活動を実践できるものとする。
- ・継続支援の終了後も、参加者が自律的に趣味活動グループ等の活動を継続できるよう支援内容を工夫すること。

**成果** 新たな趣味活動グループの立ち上げ等（後述）であり、継続支援の取組状況・結果は、毎月の事業報告書で報告すること。

### 令和8年11月までに開始し、3ヵ月以上

成果の創出には、一定の継続支援が必要となることから、本事業の契約期間から逆算して、少なくとも令和8年11月までには継続支援を開始し、3ヵ月の支援を経て、2月末までに成果測定を行う必要があることに留意すること。  
なお、着実に成果の創出を図るため、継続支援を11月以前に着手することは可能。

# 「趣味活動グループ」について

**条件 ①** 共通の**趣味**を持つ**10人以上**が、**主体的に集まって行う活動**（代表者・役員等の有無は勘案しない）

**趣味** 以下の事例を含む、社会通念上、市の介護予防事業として不適切でないもの

- ・体操や運動をはじめ、料理教室やグラウンド
- ・ゴルフといった趣味活動
- ・耕作放棄地を活用した農作業
- ・スマホ教室などの生涯学習
- ・子ども食堂などと連携した多世代交流
- ・就労的活動

【参考：通いの場の課題解決に向けたマニュアルVer.1（令和6年3月 厚生労働省）】

**10人以上** 活動日の参加者を平均して10人以上とする

- ・活動日の体調や生活機能が低下傾向にある高齢者の特性を踏まえ、多くの参加希望者が集う趣味活動が望ましい。
- ・参加者は、定期的に活動（全活動日の6割以上に参加）する者とする。

**主体的に集まって行う活動**

以下の条件を満たし、かつ、本人が希望し、意思決定を行って活動場所へ参集し趣味を楽しむもの

- ・活動の運営は、営利活動又は非営利活動かは不問であるが、趣味活動グループの継続性を担保できると考えられる者が行うこと。
- ・会員制等の各種条件は不問であるが、規定の日時に集まって行う活動であること。

【「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会 とりまとめ（抄）】

介護予防・日常生活支援総合事業を提供している事業所や通いの場だけでなく、健康増進施設、総合型スポーツクラブなど、介護予防・健康づくり等に効果的な地域の資源を見える化し、高齢者が自ら希望する場所で介護予防・健康づくり等に取り組むことができるような仕掛けが必要である。

# 「趣味活動グループ」について

## 条件 ②

趣味活動において、**会話など**を通じた他者とのコミュニケーションを図るもの

**会話など** 言語に限らず、手話通訳、点字等を含む意思疎通が図られる手段

## 条件 ③

月に1回以上の活動を実施するもの

- ・実施場所は、本事業の目的や、対象者が生活機能が低下傾向にある高齢者であることを踏まえ、公共交通機関の活用も含めた移動手段の確保に配慮した場所であることが望ましい。

# 成果連動報酬指標について

## 新規の趣味活動グループの組成 (30万円／グループ)

「既存の活動グループ」に関与せず、新たに趣味活動グループを立ち上げること。

例) 介護予防教室の参加者を中心に、引き続き、趣味活動グループとして活動を開始

## 社会参加が促進された参加者 (3万円／人)

外出に関するアンケートにおいて、外出頻度が増加した※参加者数

※「Q1で1・2の回答から3・4の回答となった」又は

「Q2で1の回答から2の回答となった、かつQ1で1の回答以外」に該当することを外出頻度の増加とする。

Q1 週に1回以上は外出していますか 1.ほとんど外出しない 2.週1回 3.週2~4回 4.週5回以上  
Q2 外出を控えていますか 1.はい 2.いいえ

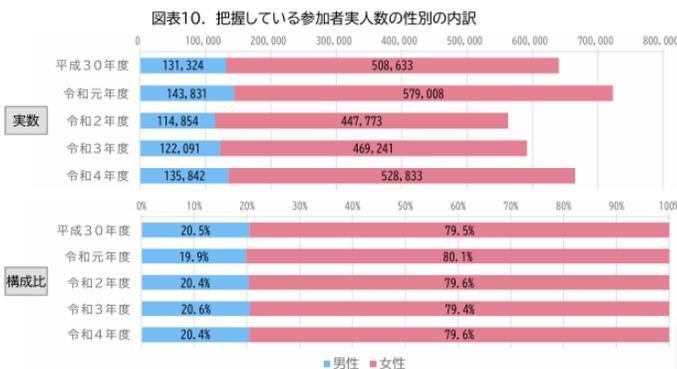
## 男性の参加者 (1万円／人)

社会参加が促進された参加者のうち、  
男性の数に応じて成果連動報酬を設定。

・「男性の参加者が少ない」ということは、通いの場の  
共通課題。

通いの場の課題解決に向けたマニュアルVer.1  
(令和6年3月 厚生労働省)

● 参加者の男女の構成比を見ると、女性の参加が全体の8割を占め、男性の参加が全体の2割程度という状況が続いていることが分かります。



出典:厚生労働省:「介護予防・生活支援総合事業(地域支援事業)の実施状況に関する調査結果(令和4年度調査)」

# 成果連動報酬指標について

## 既存の活動グループ

共通の趣味を持つ**5人以上**が、主体的に集まって活動を行った実績があり、提案者が関与しているグループ

例) サロン・サークル活動、ボランティア活動、各種教室・スクール・レッスン 等

## ➡ 拡充・拡大(20万円/グループ)

以下のいずれかの条件を満たす「趣味活動グループ」とすること。

- ・参加予定者(5名以上)の増加
- ・活動頻度(月単位の活動回数)の増加

例) 月に1回、8人以上が参加するサロン活動に、介護予防教室の参加者等を紹介し、11名以上(参加予定者は5名以上増加)が参加するサロン活動へ拡充・拡大

例) 月に1回、15人以上が参加する料理教室へ介護予防教室の参加者を紹介したが、継続参加意向はなかった。しかしながら、既存の活動グループの参加者の意欲を踏まえ、月に2回の教室実施へ拡充・拡大

## 社会参加が促進された参加者 (3万円/人)

### 男性の参加者 (1万円/人)

# 成果連動報酬指標について

## 社会参加が促進された参加者（3万円／人）

### 男性の参加者（1万円／人）

「新規の趣味活動グループの立ち上げ」や「既存の活動グループの拡充・拡大」に関わらず、以下の条件を満たす、社会参加が促進された参加者数。このうち、男性の場合は、報酬を加算。

- ・「新規の趣味活動グループの立ち上げ」や「既存の活動グループの拡充・拡大」で、成果対象者となっていない者
- ・「既存の活動グループ」への継続的な参加状況及び継続意向を確認できる者

例) 新規の趣味活動グループの組成に向けて取組を進めたが、最終的には運営継続が困難になった。他方、参加者の中には、趣味活動の継続を希望する者がいたため、「既存の活動グループ」を紹介し、引き続き、そちらで活動を継続することになったが、その参加者の中には成果対象者が含まれていた。

# 成果指標 一覧表 (概要)

## 介護予防事業教室の実施等に関するもの

項目	概要	成果指標	成果連動報酬
介護予防教室の実施 継続支援 他	・15人以上 ・1回あたり60分以上 ・6回以上実施 他	介護予防教室の実施等	31万円(定額)
		自家用車以外の交通手段の利用促進	6.2万円(定額)

## グループ活動の立ち上げ等に関するもの

新規の 趣味活動グループ	・10人以上 ・月に1回以上	新規の趣味活動グループの組成	30万円/グループ
		社会参加が促進された参加者	3万円/人
		男性の参加者	1万円/人
既存の 活動グループ の拡充・拡大	<人数> 5人以上→10人以上 <頻度> 月単位の実施回数増	既存の活動グループの拡充・拡大	20万円/グループ
		社会参加が促進された参加者	3万円/人
		男性の参加者	1万円/人

## グループ活動の立ち上げ等に関しないもの

社会参加が 促進された参加者	「既存の活動グループ」への継続的な参加状況及び継続意向を確認できる者	社会参加が促進された参加者	3万円/人
		男性の参加者	1万円/人